

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 ・業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 <u>会計規程，役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準その他経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項については，経営協議会において審議すべき事項であるが，報告事項として処理がなされていることから，適切な審議が行なわれることが求められる。</u></p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 報告事項ではなく，審議事項として取扱っているため。 (参考) 「平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書」資料編 (P.2~21) 「経営協議会議事概要」，「経営協議会記録」のとおり</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 ・業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「 内部監査の実施体制については、監査室長が秘書課長をもって充てられ、<u>内部監査が総務部長の統括下で実施されていることから</u>、監査対象との独立性、実効性が求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「 内部監査の実施体制については、監査室長が秘書課長をもって充てられているが、<u>監査対象との独立性</u>、実効性が求められる。」</p> <p>【理由】 国立大学法人群馬大学監事監査規則の規定により、監事の統括下で実施されているため。 (参考) 「平成17事業年度に係る業務の実績に関する報告書」資料編(P.74～75) 「監査室設置要項」, 「監事監査規則」のとおり</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p>